

1 手続きに必要なとなる代表的な持ち物

亡くなられた方に関するもの

(紛失等により該当する証書等が無い場合は、窓口でお申し出ください)

- 国民健康保険被保険者証 または 後期高齢者医療被保険者証
※国民健康保険に加入している方の世帯主が亡くなった場合は、
同じ世帯の中で国民健康保険に加入している方全員の被保険者証
- 喪主が確認できるもの（会葬礼状、埋火葬許可証、葬儀の領収書等）
- 介護保険被保険者証
- 印鑑登録カード
- 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳
- 各種医療費受給者証（重度障がい者、指定難病、子ども、ひとり親等）
- 年金手帳・年金証書等、年金番号がわかるもの
※詳細は、P.5 (3)年金の項目をご覧ください。
- その他市から交付された各証 等

ご遺族のもの

- 来庁されるご遺族の本人確認書類
 - ・官公署が発行した顔写真付きの証明書の場合 1点
(マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、障害者手帳など)
 - ・写真付きのものがない場合は、官公署が発行した証明書など 2点
(健康保険証、介護保険被保険者証、年金手帳、年金証書など)
- 預貯金通帳（相続人代表者、喪主）
- 認印（氏名が自署でない場合や、葬祭費・還付金等の申請で振込先名義人が申請者と異なる場合等、必要となる場合があります。）

その他の持ち物について

死亡届提出後に必要となる手続きは、個人ごとに異なります。上記の持ち物以外でも、手続きごとに必要なものがございます。
該当ページをご覧ください、必要に応じて担当窓口へお問合せください。